

待遇に関する事項等の説明

労働者派遣法第31条の2第1項の規定に基づき、待遇に関する事項について以下のとおりご案内いたします。

●待遇に関する事項

◇ あなたを派遣労働者として雇用した場合の賃金見込額

給与は職種や条件により異なりますが、当社の派遣労働者の平均額は下記となります。

月額100,000円～250,000円

※実際の賃金額はご本人の経験・職歴・保有資格等を、職務の内容や就業地域における派遣労働者の賃金相場等に当てはめて決定し、労働契約締結時に書面にて提示いたします。

◇ 想定される就業条件等について

主な就業場所：富山県内、就業日：月～日曜日、就業時間：8時～22時

※実際の就業場所、就業条件等については労働契約締結時に書面にて提示いたします。

◇ 労働、社会保険の加入について

雇用保険は、週の所定労働時間が20時間以上あり、かつ、31日以上雇用見込みがある場合は、加入します。

健康・厚生年金保険は、正規で働く社員のおおむね3/4以上の労働時間で、雇用契約期間が2ヶ月を超える場合は、加入します。

●事業運営に関する事項

社名	株式会社ASITAS
設立日	2015年3月3日
所在地	富山県高岡市御旅屋町1222番地3エルパセオ1F
資本金	4000万円
事業内容	労働者派遣・職業紹介事業
許可番号	労働者派遣事業 派16-300109
ホームページアドレス	https://asitas.jp/

●労働者派遣制度の概要



派遣労働者の皆様は弊社と雇用契約を結びます。

就業条件の明示や給与の支払いは弊社が行い、派遣先 事業主が仕事の指示や就業時間の管理を行います。

※参考：厚生労働省ホームページ <派遣で働くときに特に知っておきたいこと>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html